

活用できる専門職とその役割について

中田 憲悟（はばたき法律事務所）

1. 要保護児童対策協議会の機能強化や、児童相談所の体制・権限強化に関する改正

改正児童福祉法では、①市町村が設置する要保護児童対策協議会の調整機関について、専門職を配置すること、②児童相談所に児童心理司、医師（保健師）、スーパーバイザー（他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司）、弁護士の配置を求めている。また、改正児童虐待防止法には、児童相談所の臨検・捜索に関する要件を緩和し、児童相談所・市町村が被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体のみならず、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料を提供できるとするなど、児童相談所の権限を強化している。

このように随所に専門職を配置し、児童相談所の権限を強化すること、つまり一定の仕組みを作ることによって、虐待対応を充実させようとしていることには、一定の評価ができる。

2. 要保護児童対策協議会におけるケース会議の現実と課題

（1）子どもの虐待が疑われるケースを早期に発見し、通告すること、そして、かかわる関係機関が、ケース検討会議において、在宅での見守りの仕方や、一時保護の必要性などについて実のあるカンファレンスを実施できなければ、現状の改善や親子分離を適切に行えない。つまり、子ども達を守ることができない。

（2）私は、広島弁護士会子どもの権利委員会において立ち上げた「要対協個別ケース検討会議への弁護士派遣プロジェクトチーム」の一員として、広島市内で実施されたケース検討会議に出席した。小学校、中学校、病院で行われたケース会議に出席して、次のようなことができているのか、疑問を感じた。

①正確な情報の共有

②要保護児童対策協議会における守秘義務の意味の共有

③参加している機関の権限の共通理解

などである。

（3）会議は、進行役がイニシアティブをとり、上記の①ないし③などを適宜解説しながら、情報を集約し、共有した情報のもとで、対象となる家庭に対して、誰がどのように役割を分担し、分担して行動した結果を誰が集約するのかを決定しておかなければ、安否確認すら継続的に行えないのではないか。もちろんそのような進行役には専門性が必要なだけではない。経験の裏づけが必要である。このような役割をスーパーバイザーが果たすことになるのではないかと考える。厚生労働省は、このスーパーバイザーとして児童福祉司を想定しているようである。しかし、児童虐待防止法が成立・施行されて15年間という時間が経過しており、各市町村には、経験を積んだ医師、保健師、スクールソーシャルワーカー、メディカルソー

ソーシャルワーカー，弁護士などもいるはずである。これらをスーパーバイザーとして活用するべきである。

3. 経験知を積むことによりスーパーバイズを期待できる職種など

(1) 弁護士

広島県においては，広島県西部こども家庭センターでは，平成27年度より，常勤的非常勤弁護士を採用し，県内のこども家庭センター全てにおいて，必要に応じて法的アドバイスはもとより，ケース会議にも出席する形ができたため，当該弁護士は法的なことに止まらず，ケースの見立てや，アセスメントの知識まで獲得してきている。体制強化に非常に有意義であることが実証され，平成28年度途中からは，東部こども家庭センターにも常勤的非常勤弁護士が採用された。

広島市も，形態はともかく常勤的弁護士の配置を検討している。改正児童福祉法に端を発してのことである。

弁護士は，もともと法制度の理解に長けていることから，児童福祉分野での専門的な知識の獲得も早期にできている。もともと刑事手続，家族関係に関する法的知識を有していることから，短期間のうちに法制度のみならず，ケースに関する見立てなどに関しても，経験知を積むことでスーパーバイズ機能を発揮できる職種である。

(2) 医師

小児科医，精神科医ともに，もともとの医学的知識に加えて，傷の見立てや保護者の言動の不自然さなどに習熟するとともに，ケース会議等への出席により，比較的早期にケースの見立てや，関係法令の知識を身につけている。やはり，経験知を積むことでスーパーバイズ機能を発揮できる。

(3) ソーシャルワーカー

ケース検討会議において，関係機関の招集，会議の進行役を務めていたのが，学校ではスクールソーシャルワーカー，病院ではメディカルソーシャルワーカーであった。学校における管理職や担任教諭は必ずしも児童虐待に関する専門的知識を有していないし，養護教諭を含めて，頻繁な異動がある。病院においても，小児科医，産婦人科医を含む医師にも異動があるし，総じて多忙である。そのような組織において，比較的異動が少なく，児童福祉に関する知識も有しているので，子どもの虐待ケースの検討について経験知を積むことで，スーパーバイズ機能を果たせる。

児童相談所の児童福祉司であっても，経験が浅ければスーパーバイズ機能は果たせない。OBの再雇用も含めて，経験を積んだ児童福祉司の活用が検討されるべきである。そして，ケース検討会議をするときには，必ずスーパーバイザーを一人は参加させて，会議を掌理することで，実のある会議とすることができるのではないか。

4. その他

現在，虐待を受けた子ども達の受け皿として，里親や小規模なグループホームといった家庭

的な施設を利用する方向にシフトしているが、集団生活型の児童養護施設を直ちに廃止することなど到底できないのが実情である。生来的、あるいは後発的に問題行動をする子ども達を集団で指導するにはどうしても無理がある。核家族においても、子育ては大変なのだから、児童養護施設での集団生活で健全な大人の愛情をかけながら24時間見守るのは不可能とってよい。職員が手薄になる夜間等、職員の目の届かないところで、もはや行き場がないと諦めている子ども達が、被害を受けつつも、被害を訴えられないといった事例を見聞する度に心が痛む。職員による体罰事案に関しても同様である。第三者の目によるチェックが不可欠である。日常的に第三者機関による子ども、職員ヒアリングを行うような仕組みも必要ではないか。ここにもスーパーバイズ機能を有する職種が果たせる場面があるように思う。